芦都建第　７５　号
平成１９年 6月 4日

芦屋市監査委員　竹　内　知　行　　様
芦屋市監査委員　帰　山　和　也　　様

芦屋市長　山　中　　健

定期監査（工事監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成１９年５月１６日付け，芦監報第４号で報告のありました定期監査（工事監査）の結果に基づき，都市環境部建築指導課において，別紙のとおり措置を講じます。

別紙　措置事項

1　特記仕様書について（監査報告書２（１）エ）

特記仕様書の選択方式の表現方法や書式構成については，教示された事項を参考とし，真に特記の必要な文言を記述したわかり易い特記仕様書を備えるように努めます。

2　水セメント比，単位セメント量の表示について（監査報告書２（２）エ）

コンクリートの配合報告書により施工者から水セメント比，単位セメント量の報告があり，妥当と認められた場合は承認し，それを基準に施工を行っています。なお，特記仕様書には，配合報告書による旨を追記します。

3　コンクリートの強度管理について（監査報告書２（２）カ）

今後は速報値の報告を施工者に求め，強度管理を行います。

4　養生について（監査報告書２（２）ク（ア））

シート養生等を徹底します。

5　コンクリートの受け入れ検査について（監査報告書２（２）ク（ウ））

検査用敷き鉄板の水平が容易に確保できるよう，場所等の選定や設定を慎重に行います。

6　鉄筋の超音波探傷及び抜き取り試験について（監査報告書２（２）ク（エ）ｄ）

今後は適切な施工姿勢がとれるように足場等を考慮します。どうしても適切な施工姿勢が取れない箇所については超音波探傷及び抜き取り試験を行うようにします。

7　点検記録について（監査報告書２（２）ク（エ）ｆ）

今後の建物管理上問題となる箇所の点検記録は写真と併せて残すようにします。

8　鉄筋ガス圧接の超音波探傷検査箇所の選定及び引張試験の採用について（監査報告書２（３）イ）

圧接部の寸法等が標準仕様書に定める範囲内であれば外観検査は合格となりますが，その中でも形状が悪いものを超音波探傷検査箇所として選定しました。また，現場状況により，必要と認められる場合は引張試験も指示することとします。

9　コンクリート工事の品質管理説明会の資料について（監査報告書２（３）ウ）

説明資料・出席者リスト等は残しておきます。

10　床開口部の釘等の措置について（監査報告書３（１）イ）

すべての開口部について点検し，釘等は除去しました。

11　天井工事について（監査報告書３（１）イ）

監査実施日は施工途中のダクトを仮止めした状態であり，ダクトが接触しないように吊りボルトの位置調整を行いました。

12　発泡ウレタンの表示について（監査報告書４）

今後は発泡ウレタンを採用する時には表示を行うよう特記仕様書に明記します。

13　マニュアル類の整備について（監査報告書４）

建物完成時には，各器具の取扱説明書や使用材料等のリスト，各施工業者等の連絡先などを網羅した「竣工引渡書」を作成し，建築指導課だけではなく，所管課及び建物の管理者へ渡しています。